

京都市クリーンセンター規則の一部を改正する規則を公布する。

平成17年5月31日

京都市長 梶 本 頼 兼

京都市規則第19号

京都市クリーンセンター規則の一部を改正する規則

京都市クリーンセンター規則の一部を次のように改正する。

第7条第2号に次のただし書を加える。

ただし、事業部の所管に属するものを除く。

第8条管理課の項第2号に次のただし書を加える。

ただし、事業部の所管に属するものを除く。

附 則

この規則は、平成17年6月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)